

平成 28 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 28 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 28 年 12 月 22 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	岡木 徳人 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	西坂 孝良 君
農林水産課長	岡田 半二郎 君	健康ほけん課次長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	町 民 課 長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口 大二郎 君	財政管財課長	三根 貞彦 君
教 育 次 長	峯 広美 君	まちづくり課長	高月淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君	税 務 課 長	松山 昭 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	福田 正子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 78 号 東彼杵町行政財産使用料条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 85 号 東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 86 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 3 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 87 号 平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 88 号 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 90 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 92 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

日程第 8 報告第 10 号 専決処分の報告について (彼
杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事 (法音寺地区その
4) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)

日程第 9 発議第 4 号 まちづくり支援交付金等審査特別委員会設置に関する決議

日程第 10 委員会の閉会中の特定事件 (所管事務) 調査の件

追加日程第 1 特別委員会の閉会中の特定事件 (所管事務) 調査の件

日程第 11 議員派遣の件

6 閉 会

開 会（午前 9 時 40 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、これから議事に入ります。

日程第 1 議案第 78 号 東彼杵町行政財産使用料条例の制定について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 2 議案第 85 号 東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後城一雄君）

日程第 1、議案第 78 号東彼杵町行政財産使用料条例の制定について、日程第 2、議案第 85 号、東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定について、以上 2 議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。

総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。報告の前に 78 号について訂正をいたします。審査の経過並びにその結果の中で上から 7 行目のところで、賛否同数としておりますが可否同数の賛を可に訂正をお願いしたいと思います。

それでは報告いたします。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 78 号 東彼杵町行政財産使用料条例の制定について

2 審査年月日

平成 28 年 12 月 15・16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 15 日総務課長、財政管財課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、16 日委員会を行いました。

本件は、地方自治法 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産に係る使用料について必要な事項を定めるものである。

本案について、前田修一議員他 1 名より自動販売機設置場の使用料について売上額に 10% を乗じて得た額（原案）となっているものに対し、年額 1 万 2000 円とする修正動議が提出され、慎重に審査し採決の結果、可否同数となり、委員長採決により修正案で可決すべきものと決定し

ました。また、修正案を除く原案については、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、条件が良い場所とそうでない場所等を考慮すると売上額に対して使用料を徴収すべきとの意見や、収入見込み額があまり変わらなければ使用料の減免措置もあるので、今までどおり定額で徴収した方が売上額の確認等に事務経費が掛からないのではないかとの意見がありました。

次に、議案第 85 号東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定について。

2 審査年月日

平成 28 年 12 月 15・16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 15 日総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、16 日委員会を行いました。

本件は、龍頭泉いこいの広場の設置及び管理に関する条例の規定に基づくもので、指定管理者を長崎市江戸町 1 番 11 号、株式会社パパスアンドママス、代表取締役城島薫氏に平成 29 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までの 3 年間管理委託するものである。

慎重に審査し採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で多くの事業を手掛けている会社であるので期待したいとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

85 号の件です。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しましたとございますけれども、全会一致だったのでしょうか。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

賛成多数でありますので、全会一致ではありません。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

そうしますと反対意見があったということになりますけれども、討論の内容、概略で結構でございますけれどもお知らせ願います。

○議長（後城一雄君）

総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

ここには 1 名でありましたので記載をしておりますが、以前この指定管理者の額がですね、約 100 万円程度変わってきていると。そういった中で 2 回も結局応募がなかったと。3 回目になったということで、これはどうしても手法について皆さんに多く広くですね、金額等が公表されていないというそういった意見が出ました。そういった中で、これは否決すべきだという反対の意見があ

ったのは事実であります。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

委員長にお尋ねいたします。78号の行政財産使用料条例の制定についてということなんですが、ここの報告書の中にですね、途中から読みますね。売上額を10%乗じた額となっているのに対し、年額1万2000円とする修正動議が提出されというようなところなんですが、まず年額1万2000円の算出根拠はどのように検討されて修正動議が提出されたんですか。

○議長（後城一雄君）

総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

これにつきましては、1万2000円というのは従来どおりという考え方でというふうな意見がありました。従来1万2000円、1機について徴収をしていたという前例がありましたので、それについて前と徴収のやり方を変えないというふうなことで、この1万2000円というのは提示をされるところであります。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

修正動議というのは、そういうものじゃなくて原案が10%というような形で、今の1万2000円の根拠は今までが1万2000円だったからそれです。それは修正案になるんですかね。

○議長（後城一雄君）

総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

あのですね、原案に対してですから、この修正案になるかと。今まではというのは、今までこの条例がなかったわけです。これを今回、条例を制定することにして元々の原案に対して修正をかけると修正動議でありますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

1万2000円というのは、特別試行錯誤して検討した結果1万2000円になりましたではなくて、ただ漠然と1万2000円という数字を出したという話なんですか。これまでどおりの数字を。

○議長（後城一雄君）

総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

そういった内容の議員の発言ではなかったかと。私がどうこうここでお答えする立場ではございませんので、そういった内容の話が出たということでもあります。

○議長（後城一雄君）

ないようですので委員長降壇願います。

これから議案 78 号の討論を行います。討論の順番は、最初に原案賛成者、次に原案反対者、それから修正案賛成者の順で行います。まず、最初に原案に賛成者の発言を許します。9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

私は議案 78 号に賛成であります。売上額 10%に設定をすること。このことは若干の不公平感が出てくるかもしれませんが、使用料の減免とかいう制度も定められており著しく不公平感が生じるとは考えてはおりません。本制度をやってみて、もし著しく不公平感、問題点が生じたときは当然そのときに見直しをすれば良いと思います。まずやってみる。以上のことから賛成であります。以上であります。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

私は原案に対してですね、委員会の課長の説明の中でそれぞれ条例の中に減免措置とかも謳ってあります。そういった中でそれを換算して最終的に収入額等を計算してみると以前とあまり変わらない。逆に上積みは期待されると説明もあっておりましたが、そういったものもあまり考えられないような説明があったわけですね。そうなる結局この意見の中でもありましたように、設置したとの一月一月の売上額あたりをどうして確認をするのか。その事務経費に逆に手間が掛かって、むしろ経費が掛かるのではないかと。そういった設置場所については各業者の皆さんがいろいろ計算をされながら設置されるものだと思っておりますので、大体今までどおりの徴収の仕方で良かったんじゃないかと。そういったもので、私は修正案に対して賛成ですので原案には反対ということであります。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 53 分）

再 開（午前 9 時 56 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を開きます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

私は議案第 78 号に賛成であります。と言いますのは、今まで条例で決めてなかったものを今回初めて新たに条例で制定するものでありますし、おまけに 10%というのが売上に対する 10%ですから、自動販売機を置いて今までどおり 1000 円ずつ取るというのも、売れる箇所と売れない箇所もあると思うんですね。だから公平性を喫するためには、この原案のとおり 10%の方が妥当だと思って賛成をいたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に修正案に賛成者の発言を許します。5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

修正案に賛成ということで発言させていただきます。元々この条例の目的は本町の財政に少して

も貢献されることと、利用料の公平性だというふうに理解しております。しかしながら、公益団体や福祉団体には 100%の減免もあり得る旨の説明がございました。それでは先ほどから話があつておりますように、月々あるいは年間の手数料といたしますか、使用料、手間料といたしますか、そういったものを考えればトータルとしてマイナスになることが考えられます。福祉団体への減免や売上高への徴収が公平であるということではありますが、福祉団体への減免は善なる行為と賞賛されたとしても、これは公平ではなくて優遇です。また同じ場所でも、やり方や努力次第で売上が違うのは当然あり得ます。結局、財政に貢献するという目的も達成される可能性は極めて低い。それと公平公正という概念も理論的とは言い難い。利益が出た人には是々徴収するのが本筋であつて、これが公平公正です。これは正に二重課税に等しいそのようなことをやるべきじゃないと私は思っております。これは正に民間事業者、営業事業者といたしますか、そういった特定を狙った不平等条例と言わざるを得ない。これでは民間事業者の目的と役割、こういったものを否定されたような気がしません。これでは事業者の事業意欲が消滅することは必然であろうと思っております。修正動議、先ほどの内容はこれまでの通りということではありますが、これに対しては私の考えは若干違いがあります。と言いますのは土地価格の差異、これが考慮されてない。この分に関しては私の考えと若干違いますが、正に原案よりこの修正動議、この方が正論に近い。私はそのように思っております。よつて、この修正動議に賛成いたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 00 分）

再 開（午前 10 時 03 分）

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に戻り議事進行をいたします。

次に、原案に反対者の意見がある方、発言を許可します。ないようでしたら、次に、修正案賛成者の発言を許可します。4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

修正案に賛成の立場で発言いたします。従来から条例なしで設置料をいただいていたということですので、違和感なく新条例が受け入れられるという方向性を見たときに売上高、これの 10%、これによる事務手続き、行政側の繁雑さは当然起こってきますので、今は修正の出ました年間年額 1 万 2000 円、これをスムーズに条例として受け入れられるということで修正案に賛成いたします。その立場で発言いたしました。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の意見を求めます。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

私は原案に賛成する立場で発言させていただきます。まず第一にこの原案は、今まで行政財産使用料の条例がなかったわけですから、当然これを作るための条例でございませう。第 2 番目に、やはり本町におきましては自主財源が少ないわけですから、30%もないわけですから、いかにして自主財源を増やすかという行政側の努力の一環と思ひます。問題はその徴収の仕方ですけども、それは当然自販機においては、月に 1 万円売れる自販機、月に 10 万円売れる自販機もあるでしょう。やはり

それ相当に使用料をいただく。国の方もですね、例えば同じマンションでも、この前放映もされてましたように、1階のマンションと50階のマンションでは今までは固定資産は一緒でしたけれども、それを違った課税をするというような方法で、やはり当然付加価値の高い所、使用料の多い所はそれなりの使用料を貰うというのが私は当然でありまして、そういう面ですね、この原案に賛成をしたいというふうに思います。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に反対者の意見を求めます。

次に、修正案に賛成者の意見を求めます。1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

私は修正案に賛成ということで発言をさせていただきます。自動販売機につきましては、設置者は売れる所、売れない所いろいろあると思いますけれども、それを承知といたしますか、分かった上でたぶん設置をされていると思いますので、売上10%というよりも今までどおり月1000円、年間1万2000円ということではよろしいのではないかなと思っております。それと売上額に対して10%徴収をするということは、先ほどから話しが出ておりますけれども事務手続きがたぶん掛かってくると思いますので、今までどおり月1000円の年額1万2000円ということで私は修正案に賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

原案に対しての賛成の立場で討論をさせていただきます。まず、それぞれ今修正案に対しての賛成者のお話を聞きましたが、最終的には現行の今やっている既存の1万2000円に合わせるというような、結果的にはそういったことです。しかしながら今回、新条例としてこのような使用料に対しての条例の制定ということで、今回売上に対しての10%というような案が原案として提出されております。この案は非常に的確になる案だと私は思っております。それはどういう理由かという、それぞれ設置場所において売上の金額が上下いたします。高い所、低い所それぞれあるかと思いますが、民間事業でいろんな話が平等性に欠ける、事業意欲が欠けるというようなお話もありましたが、これは事業者というのは元々そういったのは覚悟であって、当然販売に対してのロイヤルティ、我々はロイヤルティと言いますが、販売に対しての一定のロイヤルティを払うことによって商売意欲は高まるものであります。したがって、今回10%を設定されたことに対しましては、非常にタイムリーな設定ではなかったのかなと思っております。したがって、この案に対しましては賛成の立場で討論いたしました。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、修正案に賛成者の発言を許可します。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

反対ということで討論いたしましたけれども、私は修正案に賛成という立場でちょっと討論いたしましたので、先ほどの発言は撤回して、今回修正案に賛成という立場で討論いたしたいと思います。先ほど修正案に賛成という同僚議員からの発言もありましたように、今回いろいろ先ほども言いま

したように課長あたりの説明も聞いてみますと、さほど収益の差が出てこないと。事務手続きの確認とかは、そういったものを考慮した場合には、やはり今までどおりの徴収のやり方。条例は、これは今回自治法において定めなければならないということで、条例そのものには賛成をいたしますけれども、内容について若干、先ほども言いますように修正をかけられた方が適切ではないだろうか。同僚議員の話もありますように、売上金額によって徴収するというのは、税金でも取り、また売上額によっても徴収するというふうな考え方のように二重徴収にもならないだろうか、そういった懸念もあるわけですのでございますので修正案に賛成であります。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないようですので、これで議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号の討論を行います。まず始めに原案に反対者の発言を許します。9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

私は、議案第 85 号いこいの広場の指定管理の指定については反対であります。反対の理由は 3 つあります。第 1 点は今回の指定管理者の募集のやり方において、極めて適切性を欠いてあるということであります。すなわち一次募集では回覧板、NBC3 チャンネルの地域情報、町広報紙、町のホームページ及びオフトーク等、あらゆる手段を通じてなされておりました。しかしながら、二次募集、三次募集においては町のホームページ及び玄関入り口右側の掲示板 A4 用紙の表示だけでありました。前の指定管理者が辞退されたことを受けて、町内の方々に対する募集案内が極めて不十分であったと言わざるを得ません。このような募集のあり方で安易に町外の方を認めることはできません。第 2 点、町民の方々がいこいの広場を利用されている比率は大まかですが、約 1 割と聞いております。そのような施設に町の税金、年間の指定管理料 408 万円と、その他必要な維持管理費を投入することの妥当性、どうなのかなと思います。小さな町で町民の方々があんまり利用しない施設を高い維持管理費で維持していくことは、身の丈に合わない施策かなと思います。第 3 点は町外の方が管理運営される問題点の分析が十分なされているとは言い難い点です。例えば、少ないキャンプ客の中において夜間、常に管理人置いていくことは不可能であります。何かあったときは大村から駆けつける、あるいは町職員が対応するというような答弁がありました。だが、そうは簡単にいきません。町の税金を投入して維持管理を町外の方に任せる。町外の方が恩恵を受ける。こんな管理運営のやり方は町民の方々に到底受けられるとは思いません。4 月の最盛期まで時間があります。1 月、2 月、真剣になって他の方法を模索すべきと考えます。以上のことから、この議案に対し、反対をいたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

いこいの広場の件ですけれども、これまでの経緯をちょっと翻ってみますと、今回任期満了に伴って公募したが応募者がなかったと。そこで先ほどから話がありますように再々公募したが、なかなか応募がなかったと。こういった様々な経緯を経て最終的に当該会社が応募されてきた。そこで選考委員会に諮って選考委員会では承認され、議案として先日上程された。概略このようなス

トリーだと思えます。これまでの委員会での質疑応答を振り返ってみますと、契約期間が5年から3年になったからではないのかとか、あるいは契約金額が少なすぎて前受任者が応募をしなかったのではないのかとか、先ほどからおっしゃているように公募のやり方がおかしかったのではないのかとか、あるいは元々この当該会社と面識、接点があつてありきの契約ではないか。等々の質疑応答ではなかったのかというふうに記憶しておりますが、質疑応答そういったものを今総括していますと、私的には不自然なところはなかったとそういうふうに考えております。むしろ、なかなか応募がなかったことに対して、担当職員の努力の跡は見えました、委員会の質疑応答の中で。ですから、これは手順等を順次追ってみますと、何ら不自然なことはなかったとそういうふうに私は認識しております。仮におっしゃるようにここで否決となりますと、やっとこれまでなかったものがやっと応募があつたのに、またこれは白紙に戻ることになります。ましてや前受任者が再応募することなどあり得ません。それこそ不自然です。この東彼杵町の貴重な財産というべき施設を有効活用し、交流人口の拡大等々において本町に大きく貢献した施設であります。これを一時期であろうと休眠、あるいは閉鎖させてはなりません。これは本町にとって非常にイメージダウンです。当該会社、若干調べてみましたが短期間に大きく事業拡大されておりますし、アウトドアのグッズ、そういった関連商品も取り扱っておられます。そういった観点から見ても私は期待できるとそういうふうに見ています。先ずは契約期間の3年、これはこれまでの経過からいって3年間任せることに私は何ら異議を申し立てる根拠はない。そういうふうに思っています。ですから、ここは原案に賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に反対者の発言を許します。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

私は議案第85号に対して反対であります。なぜなら、例えば限度額で言えば1200万円以上、それから施設維持管理に1000万円も投入するならばですよ、今後、し尿処理施設の負担もきますし、公共下水道の償還もきます。それから水道とか道路、他公共施設の維持管理費に莫大な費用を生じます。ですから、ここは一旦閉園をして、このお金を有効に活用しなければ、うちの財政も非常に厳しいです、はっきり言いまして。今交付税も段々減らされてきておりますし、これだけ時間をかけたならばよ、民間がそれだけ優秀の方なら私は逆に町がお金を出すんじゃなくて、向こうからそこを任せてくださいというふうな方法がとられなかったのかどうか。ですから、対応期間も3年じゃなくて10年くらい、思い切って。例えばキャンプ場も貸し別荘とか、そういう企業の合宿所とかに、いろいろ民間のノウハウを持っておられると思うんです。だから、そういうのをまた模索する時間もおいて、じっくり考えるべきだと思うんです。たぶん1200万円では済まないと思いますよ。なぜなら遊具も26年くらいですかね、1000万円投入をいたしております、はっきり言いまして。これはやはり事故が遭ったら責任があるものですから、監査のときも意見を出さざるを得ませんが、今後はもうあの地に本当に町内の方が利用されるのかどうか。町内外の調査も済んでないとおっしゃったものですから。ですから、やられるなら例えばこっちで固定資産税くらい貰って、向こうで10年くらい任せると、企業のノウハウで。そういう経営の仕方をされたらどうかと思うって私はこの議案第85号に対しましては反対をいたします。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

私は先ほどの同僚議員から、もう少し期間を見て今までどおり地域の方で、町内の方で管理をしたかどうかというような傾聴に値する意見もありましたけども、私は今回、主に 3 点の理由で賛成をしたいと思います。まず第 1 は、いこいの広場と似たような管理をしているのが、里にございますやすらぎの公園なんですけども、ここはやはり地域の方が共同組合を作って、管理をされております。ところが、私も近くの中岳辺りの住民にちょっと聞いたんですけども、やすらぎ公園の場合は農業をしながらされる方が多いんですけども、自分達の都合で仕事ができるんですよ。明後日草払いをしようとか、来週剪定をしようとか。それは自分達の都合でできるんですけども、いこいの広場の特に 7 月 8 月の場合はお客様相手ですから、そこに専従しないとできないんですよ。やすらぎの公園みたいに自分の暇なときにできるというような作業でございませんで、どうしてもやっぱりそこに専従の専任の者がいないと管理が成り立っていかないんじゃないかというふうな考え方がまず一つ。それともう一つ。今更、千綿、彼杵と言うのも何なんですけれども、このいこいの広場というのは合併以来、全ての物が彼杵の方に集中する中で千綿地区に残された唯一の施設でございまして、やはりそういった地域性も考えて、やはりこれは残した方がいいんじゃないかと。それともう一つは、こういった小規模の施設が一旦休園、閉園いたしますと、それをもう一回再開する場合は非常に莫大なエネルギー、又は費用が掛かると思うんですよ。そういった意味からも今回アパレル業界、言われれば全く違ったカテゴリーの分野の方がなされるということで、私、一部そこにも期待をしております。こういったアパレル業界はクイックレスポンスと言いまして、時代の先読み、流行の先読みができるようなノウハウを持っておられますから、私はその部分に大いに期待してやはりこの 3 年間の委託、1200 万円近くなるわけですけども、これが無駄にならないようにですね、町長も是非、担当者の方も是非、これ最後のチャンスだと私は思っておりますので、本腰を据えて町長もこれにあたっていただきたいという要望も込めて賛成の討論といたします。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に反対者の発言を許します。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

私は今回、議案第 85 号東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定については反対の立場で討論をさせていただきます。まず、反対する材料が中学生の意見、そして町長の一般質問の答弁を参考にさせていただきました。まず、中学校の意見としましては、実は 19 日に東彼杵町のフェイスブックに掲載されたのをちょっと紹介して、この面からちょっとお話をさせていただきます。19 日の月曜日のフェイスブック、東彼杵町のところに、彼杵中学校の 3 年生に東彼杵町活性化プランと題しまして、地域おこし隊の隊員が特別講師として話をされたということでございました。その中に、町の将来はということで 3 つ程挙げてありました。山を削って遊び場を作りたい。そしてショッピングモールやテーマパークを誘致したい。自然を活かした温泉、レストランを作りたいというような中学生の意見があったそうです。このような意見があったのに対して、地域おこし隊の隊員が、お金が必要だということになりますよね、お金が足りない。それに対して、お金が無いなら今ある物を輝かせる方策を考えたらどうだというようなプレゼンをしたところ、生徒達は考え

が変わりましたというような話が掲載されておりました。そこで、山を削って遊び場を作りたいというような子ども達の意見なんですが、今の中学生がいこいの広場の認識がこれはあるのか、ないのかと疑問に感じました。遊び場は、実はいこいの広場というのが一番山を削って遊び場を作ったんですね。子ども達はその認識が今ないという結果ではないのかなと思っております。今ある施設を何とかして、本来ならば活かして作りたいというそういう想いであれば、これは指定管理者じゃなくて、地域の大野原周辺、演習場周辺の整備をされているタカトナ会と言いますか、太ノ浦、蕪、遠目、中岳、この地区の方々が、それぞれ大野原周辺の野焼きとか、そんなことをやってらっしゃいますので、是非、この周辺の人達の協力をもって、いこいの広場の管理を委託する。そして自分達で管理することによって情報の拡散、これが最も有効的になるのではないかなと思っております。そして、その中に管理することによって人が育つ、人が育てると言いますか、人を育てるという意味も東彼杵町のそういった施設に携わることによっていろんな認識が高まるということで、私はこの指定管理者の今回パパスアンドママスですか、この方がされるよりも地元の方にされた方が良いのではなからうかと思っております。10年後、20年後考えた場合、町長の一般質問の答弁の中で、将来的には縮小、そして廃園というような言葉をはっきりおっしゃっています。したがって、この状況にあって、これから先、指定管理者を指定して3年間、更にまたその後どうなるのかと。非常に不安定な管理をするぐらいだったら地元の人達に管理をするのが私は妥当だと思っております。今のような形になりますと、そしたらいこいの広場はどうするんだということになりますと今のような管理で進んでください。私は対案として、いつか町長にも一般質問をさせていただきましたが、新幹線の作業用トンネル、これを東彼杵町のメイン観光場所としてこれを育てる。こういった施策の頭の切り替え、俗に我々はスクラップアンドビルドと言います。早めの撤退、そして早めの頭の切り替えによって町の運営、そして町のアピールの仕方というのは変わってくるのではないかなと思います。これはそれぞれ思惑ある議員、皆さんもおられると思いますが、どうぞ私の話を聞いて賛同される方は、今回は一旦反対して、そして私の案に同調していただくことを望み、反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の発言を求めます。4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

ただいまの反対討論、素晴らしいものでございました。私はこの原案に対し賛成の立場で討論を行います。まず、龍頭泉いこいの広場、この龍頭泉といこいの広場は正に一体化していると。龍頭泉いこいの広場、千綿駅、道の駅、これを結んだバス路線を運行させる。所信表明の中にはっきり書いていらっしゃる。我々も期待しております。千綿駅も少し賑やかになってきた。このパパスアンドママスですか。新しい考えとか、新しい情報、新しい血が流れてくる。そういうことによって物事がパッと変わって突然素晴らしいいこいの広場が実現するんじゃないかと期待しております。以上をもって賛成討論を終わります。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に反対者の討論を求めます。6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

私は反対の立場で討論をさせていただきます。課長の話の中であったのが、たまたま来た施設では

なくて、わざわざ来た施設にされるとことで、パパスアンドママスの方がおっしゃられたということでした。皆さんに期待を物凄く持たせていらっしゃるかなと私は思っていますが、今の現状で出来るのかとなった場合、今のいこいの広場では出来ないと思っております。当然ながら改修ではなくて、新しい施設などを作られるんじゃないかと思っております。今の東彼杵町にそういう余裕があるのかということを考えてところ、やはり期待はしてもそれ以上に不安が大きいと思っております。それと、いこいの広場があったお陰で、どれだけ東彼杵町に今まででPR、アピールになったのかと考えたときに、近隣にも野岳とか、大村に野岳があります。川棚にも大崎があります。そういうところが例えば取れなかったから、いこいの広場じゃなかったのかなと、そういうこともちよつと大村の方から聞いています。そういうところから、いこいの広場があるから東彼杵町が栄えるじゃないですけど、PRになるというのもちよつと今から考えにくいかなと思ひ反対をいたします。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんね。ないようですので、これで議案第 85 号の討論を終わります。

これから、議案第 78 号東彼杵町行政財産使用料条例の制定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について起立によって採決を行います。

お諮りします。

委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認いたしました。

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決をいたします。原案に賛成の方は起立を願います。

起立多数です。

したがって、議案第 78 号東彼杵町行政財産使用料条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 85 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認いたしました。

起立多数です。

したがって、議案第 85 号東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 86 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第87号 平成28年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第88号 平成28年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(後城一雄君)

次に、日程第3、議案第86号平成28年度東彼杵町一般会計補正予算(第3号)、日程第4、議案第87号平成28年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第5、議案第88号平成28年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。以上3議案を一括議題といたします。

本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長(浪瀬真吾君)

報告の前に訂正をお願いしたいと思います。先ほどの審査の経過並びにその結果の中で、日にちを9月としているところを12月というところで、86号、87号、88号の訂正をお願いいたします。

それでは、委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第86号 平成28年度東彼杵町一般会計補正予算(第3号)

2 審査年月日

平成28年12月15・16日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12月15日総務課長、財政管財課長、まちづくり課長、町民課長、健康ほけん課長、健康ほけん課次長、税務課長、農林水産課長、建設課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、16日委員会を行いました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6252万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億7556万6000円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では民生費に臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業など4838万4000円、土木費に町道里一ツ石線改良事業など1105万3000円、災害復旧費800万円等が計上されている。

歳入では特定財源として国庫支出金4267万9000円、町債990万円、一般財源として町税、1536万7000円等が計上されている。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

記

1 付託された事件

議案 87 号 平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

平成 28 年 12 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 16 日総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長、健康ほけん課次長、税務課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1215 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 4095 万 3000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では保険給付費に、医療費の増加により一般被保険者の療養費 36 万 3000 円、高額療養費 410 万 6000 円が計上され、それに伴う高額医療費共同事業拠出金 745 万 1000 円が追加計上されている。

歳入では、国民健康保険税と前年度繰越金等が追加計上されている。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で予定される国民健康保険事業の広域化を踏まえ、スムーズに移行できるよう事前準備に万全を期してほしいとの意見がありました。

記

1 付託された事件

議案第 88 号 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

平成 28 年 12 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 月 16 日総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長、健康ほけん課次長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 31 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 2332 万 2000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では低所得者負担額軽減措置補助金及び第 7 期介護保険事業計画に係るアンケート調査に関する経費として総務費に 31 万 3000 円等が計上され、また、介護予坊・日常生活支援総合事業が来年 1 月から開始されることから、保険給付費が地域支援事業費に科目更正されている。

歳入では、国県支出金のほか、一般会計繰入金 20 万 1000 円、前年度繰越金 21 万 2000 円が計上されている。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、平成 30 年度から第 7 期に入る介護保険事業計画の中で、細かく分離される要支援・要介護への移行がスムーズに図られることや町長の専権事項ではあるが、職員

の配置については、持続的な配置を願いたいとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いをいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終ります。

これから、議案第 86 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 86 号平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第 87 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 87 号平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第 88 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 90 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 6、議案第 90 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、吉永秀俊君。

○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 90 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

平成 28 年 12 月 15 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1 億 4306 万 5000 円が減額され、歳入歳出予算の総額が 6 億 8577 万 8000 円となっている。

歳出の減額の主なものは、総合簡易水道事業費 4468 万 3000 円、彼杵簡易水道基幹改良事業費 3967 万円、千綿簡易水道基幹改良事業費 2679 万円、太ノ浦簡易水道基幹改良事業費 1948 万 1000 円である。

歳入では、前年度繰越金 990 万 7000 円が追加計上され、国庫支出金 4712 万 4000 円、町債 9120 万円等が減額されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 90 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 90 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩を取りたいと思います。

暫時休憩（午前 10 時 48 分）

再開（午前 10 時 58 分）

日程第 7 議案第 92 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を開きます。

次に、日程第 7、議案第 92 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長 朗読）

○議長（後城一雄君）

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 92 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてでございます。ただいま、朗読がありましたとおり、東彼杵町菅無田郷 1917 番地 2、岩崎道明、生年月日はご覧のとおりでございます。教育委員の任期満了に伴いまして、新たな教育委員として任命したいので、本案を提出するものでございます。岩崎道明君におかれましては、昭和 47 年に長崎大学を卒業なされまして、その後、教壇に約 36 年間の永きに亘り教職一筋で従事してこられました。この間、平成 4 年には教頭、平戸市の大川原小学校の教頭でございます。そして、平成 9 年 4 月には本町の大楠小学校の校長として、そして平成 21 年の 3 月には、同じく町内、大楠小学校の校長として定年退職をなさっておられます。適任と存じますので、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、これまで教育委員長として、あるいは昨年からは教育委員としてご尽力いただきました、渡部智文君が任期満了ということで退任をされます。在任中には多大のご尽力をいただいておりますので、この機会に厚くお礼を申し上げたいと思っております。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 92 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 92 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 92 号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（後城一雄君）

ただいまの出席議員数は 10 名です。

次に立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 7 番議員、浪瀬真吾君、8 番議員、森敏則君を指名します。

（投票用紙配布）

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

○議長（後城一雄君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（後城一雄君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（有川寿史君）

それでは読み上げます。議長席に向かって右側の方から登壇していただいて、投票箱に投函して、左側の方へ帰っていただく方法でお願いします。

1 番、口木俊二議員。2 番、吉永秀俊議員。3 番、岡田伊一郎議員。4 番、前田修一議員。5 番、橋村孝彦議員。6 番、立山裕次議員。7 番、浪瀬真吾議員。8 番、森敏則議員。9 番、大石俊郎議員。10 番、堀進一郎議員。

○議長（後城一雄君）

投票漏れはありませんか。

〔「投票漏れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。7番、浪瀬真吾君、8番、森敏則君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（後城一雄君）

それでは、投票の結果を報告します。

投票数 10 票、有効投票 9 票、無効投票 1 票、有効投票のうち賛成 7 票、反対 2 票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 92 号、東彼杵町教育委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

日程第 8 報告第 10 号 専決処分の報告について

**(彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その 4）
請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)**

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 8、報告第 10 号専決処分の報告について（彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その 4）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 10 号専決処分の報告でございます。これは裏面の方をお開き願いたいと思います。専決処分書。これにつきましては、更の理由といたしましては、彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その 4）契約額の変更でございます。場所等につきましては別紙のとおりでございます。契約の方法が当初は指名競争入札でございますが、変更では随意契約に行っております。変更前の契約金額が 7257 万 6000 円ちょうどでございます。変更後の契約金額が 7236 万 2160 円でございます。契約の相手方が東彼杵郡東彼杵町三根郷 1856 番地 7、会社名が有限会社山田組、代表取締役山田康徳でございます。詳細につきましては、水道課長に説明をさせます。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは、専決処分書について町長に代わり説明します。先ほど変更の契約金額について、7236 万 2160 円と申し上げてました。21 万 3840 円の減額でございます。詳細につきましては、図面を参照願います。お話ししましたとおり彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その 4）の変更の契約でございます。国道 34 号線の本年度の基幹改良事業の工事でございます。図示しております二工区に分かれた国道への水道管の布設工事でございます。右上の方に舗装㎡のですね、当初の 3664 ㎡、精算しました舗装の㎡数、3650 ㎡。104 ㎡の数量の減でございます。減となりま

した数量につきましては、大楠駐在所と図示しておりますけども、そちらの工区の方の舗装㎡数が延長では約 8m程、布設延長が減工しまして、そちらの方の舗装㎡がおよそ 104 ㎡が減工となっております。内容につきまして、おおむね舗装㎡の数量に伴います減額でございます。布設総延長は、右下の方に書いてあります二工区合わせまして 1093.4mの布設工事でございます。工期につきましては、後残ります工事が区画線工を残しております、ここ 2、3 日の雨の伴いまして、区画線を引く工事が残っています。それを引きまして A 工事の竣工となる見込みでございます。以上で工事の変更の説明を終らせていただきます。

○議長（後城一雄君）

以上で説明が終了しましたが報告事項でありますので、これで報告第 10 号を終わります。

日程第 9 発議第 4 号 まちづくり支援交付金審査特別委員会設置に関する決議

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 9、発議第 4 号まちづくり支援交付金審査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

局長に発議を朗読させます。

（事務局長 朗読）

○議長（後城一雄君）

本案について、提出者の説明を求めます。前田議会運営委員長。

○議会運営委員長（前田修一君）

提出の理由を申し述べます。一般質問において、平成 27 年度及び平成 28 年度のまちづくり支援交付金、起業家等支援補助金等に係る提出書類及び事業内容に疑義が生じている。貴重な町の財源を繰り出しており、町民の公正を期するため、交付処理並びに事業内容等の調査を行うことにより、その解明を行うものである。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようなので、これで質疑を終ります。

お諮りします。

発議第 4 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 4 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号まちづくり支援交付金等審査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前11時17分）

再開（午前11時30分）

○議長（後城一雄君）

ただいま設置されました、まちづくり支援交付金等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配布いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、まちづくり支援交付金等審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第8条第2項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前11時31分）

再開（午前11時41分）

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

ただいま、委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。まちづくり支援交付金等審査特別委員会の委員長に前田修一君、副委員長に立山裕次君に決定をいたしました。

日程第10 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（後城一雄君）

次に、日程第10委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項については、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで議案配布のため暫時休憩をします。

暫時休憩（午前 11 時 42 分）

再 開（午前 11 時 44 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

お諮りします。ただいま、まちづくり支援交付金等審査特別委員長から特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を追加日程第 1 とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第 1 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（後城一雄君）

それでは、追加日程第 1 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。まちづくり支援交付金等審査特別委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によってお手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 11 議員派遣の件

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第 127 条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり、派遣することに決定しました。

なお、ただいま決定しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 28 年第 4 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会（午前 11 時 46 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 9 月 14 日

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 吉永 秀俊

